

防犯カメラ修繕費を助成します！（令和5年度）

川口市防犯カメラ修繕費補助金

補助金の目的

安全で安心して暮らせる、犯罪のない地域社会の実現を目的として、犯罪抑止に有効なハード整備である防犯カメラの修繕に対し助成します。

補助対象カメラ

市の補助金の交付を受けて町会・自治会が設置し、5年間運用した防犯カメラで、故障により修繕が必要となったものが対象となります。
※今年度は、平成30年度以前に設置したカメラが対象となります。

申し込み対象者

町会・自治会長名での申請とします。
連合町会単位で設置した防犯カメラの場合は連合町会長名での申請とします。

修繕台数

令和5年度は、**30台**までとします。申請は随時受付いたしますが、30台に達した時点で終了となりますので、申請前にお問い合わせください。

補助金額

防犯カメラ1台につき修繕費の4分の3で、15万円を限度として補助します。

補助対象経費

防犯カメラ修繕にかかる以下の経費

- ・機器修繕費（カメラ・レコーダー等）
- ・「防犯カメラ作動中」等の表示板修繕費
- ・工事費及び電力会社に関わる申請手数料



※維持管理費（電気料含む）は、町会・自治会負担となります。

スケジュール （予定）

4月～

「補助金交付申請書」を防犯対策室に提出

補助金交付決定

防犯カメラ修繕工事着手、完了

「実績報告書」・「補助金交付請求書」を防犯対策室に提出

補助金の交付

修繕時期

補助金交付決定後から令和6年3月までに修繕を完了して下さい。

※交付決定以前に工事に着手したものは補助の対象となりません。

維持管理費

- ・申請にあたっては、修繕後に発生する電気代や保守管理費用などのランニングコスト等についても十分に検討をお願いします。

適切な運用

- ・防犯カメラの運用時間は、原則24時間として下さい。
- ・録画データの保存期間は、概ね7日間以上として下さい。
- ・捜査機関等からの要請がない限り、録画データの取り出しはしないで下さい。
- ・防犯カメラを適切に管理及び運用するため、防犯カメラ管理責任者を置いて下さい。
- ・修繕後、5年間は運用して下さい。
- ・修繕業者は、できる限り市内業者を活用して下さい。

申請書類

申請書類は川口市ホームページからダウンロードしていただけます。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01040/020/20/34135.html>



お問い合わせ

川口市役所 防犯対策室（第一本庁舎5階）

TEL 048-242-6361（直通）

FAX 048-258-1160

